

<報道発表資料>

E-mail: a8170-01@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和4年10月27日

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針について

災害時に安否不明者等の氏名等を公表することで、安否情報が寄せられ、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながります。この度、埼玉県においても、県内で災害が発生し、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理した公表方針を策定しました。

<公表方針の概要>

1 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

2 公表基準

個人情報保護を原則としつつ、「救出・救助活動等の効率化、円滑化につながる場合」、「住民基本台帳の閲覧制限の有無」、「家族等の同意の状況」を確認の上、公益性があると総合的に判断した場合は例外として安否不明者等の氏名等を公表します。

3 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(大字まで)、年代(可能な範囲において年齢)

4 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とします。

※ 公表方針の詳細は別紙「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」を御覧ください。

<その他>

「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」(事務局:内閣府)において個人情報の取扱いを明確化する指針が示された場合は、必要に応じて本公表方針を見直します。